

○南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成18年3月20日規則第96号

改正 平成19年10月25日規則第42号

平成24年2月7日規則第2号

平成27年3月23日規則第10号

平成29年3月29日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「浄化槽法」という。）及び南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年南房総市条例第135号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(可燃物用ごみ指定袋の基準)

第2条 条例第5条第4項に規定する可燃物用ごみ指定袋は、汚水が漏れず、耐水性及び内容物が認識できる程度の透明性を有するものとし、その種類は、45リットル用、30リットル用、20リットル用及び10リットル用とする。

(可燃物用ごみ指定袋の交付)

第3条 市長は、条例第23条に規定する一般廃棄物処理手数料（可燃物用ごみ指定袋に係るものに限る。）をあらかじめ納付した者に可燃物用ごみ指定袋を交付する。

(排出禁止物)

第4条 条例第17条第1項の規則で定める排出禁止物は、別表に掲げるとおりとする。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第5条 条例第19条第1項の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市外で発生した廃棄物でないこと。
- (2) 焼却することが困難な形状又は寸法のものでないこと。
- (3) 再利用することが適当であると認められるものでないこと。
- (4) 廃棄物の性状に応じ、あらかじめ、切断し、梱包する等必要な措置をしないものでないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、搬入に関し市長の指示に従わないものでないこと。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可等)

第6条 一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。）の許可を受けようとする者許可の更新を受けようとする

る者並びに浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業等許可（許可更新）申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請）

第7条 一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業等許可業者」という。）で事業の範囲の変更の許可を受けようとするものは、一般廃棄物収集運搬業等変更許可申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更等の届出）

第8条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物の収集運搬若しくは処分又は浄化槽清掃の事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の6第1項で定めた事項若しくは環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第1項の申請書又は同条第2項の添付書類の記載事項を変更したときは、一般廃棄物収集運搬業等事業廃止届出書（別記第3号様式）又は一般廃棄物収集運搬業等許可申請事項変更届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可基準）

第9条 一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業の範囲の変更の許可若しくは浄化槽清掃業の許可の基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号（法第7条の2第2項により準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第36条に掲げるもののほか、当該許可を受けようとする者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備機材及び財政的基礎を有する者であることとする。

2 前項に定めるもののほか、許可の基準に関し必要な事項は市長が定める。

（一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付等）

第10条 市長は、第6条及び第7条の規定による申請書を受理した場合において、一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業の範囲の変更の許可若しくは浄化槽清掃業の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業等許可証（別記第5号様式）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、第8条の規定により受理した許可申請事項変更届出書が一般廃棄物収集運搬業等許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな一般廃棄物収集運搬業等許可証を交付するものとする。

3 一般廃棄物収集運搬業等許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付)

第11条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物収集運搬業等許可証を亡失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により、一般廃棄物収集運搬業等許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業等許可証再交付申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、法第7条の3若しくは浄化槽法第41条第2項の規定により事業の全部若しくは一部の停止を命ずるとき、又は法第7条の4若しくは浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消すときは、一般廃棄物収集運搬業等許可取消書（別記第7号様式）又は一般廃棄物収集運搬業等停止命令書（別記第8号様式）により行うものとする。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の返還)

第13条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに一般廃棄物収集運搬業等許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 事業を廃止したとき。

(4) 新たな一般廃棄物収集運搬業等許可証が交付されたとき。

2 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前条の規定により事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該停止の期間一般廃棄物収集運搬業等許可証を市長に返還しなければならない。

(改善命令)

第14条 市長は、法第19条の3の規定による改善命令を行うときは、改善命令書（別記第9号様式）により行うものとする。

(措置命令)

第15条 市長は、法第19条の4又は第19条の4の2の規定による措置命令を行うときは、措置命令書（別記第10号様式）により行うものとする。

(一般廃棄物処理手数料等の減免)

第16条 条例第24条による一般廃棄物収集運搬及び処理手数料、浄化槽保守点検及び清掃手数料並びに産業廃棄物処理費用の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料等減免申請書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請者に一般廃棄物処理手数料等減免決定通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は平成18年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日までに、合併前の三芳村廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年三芳村規則第12号）、白浜町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和59年白浜町規則第2号）、千倉町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和59年千倉町規則第1号）、丸山町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年丸山町規則第8号）又は和田町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和51年和田町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年10月25日規則第42号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成24年2月7日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月23日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月17日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式については、この規則による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別表（第4条関係）

| 区分 | 品目 |
|-----------|----------------------------------|
| 有毒性物質を含む物 | 農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器強酸性又は強アルカリ性の物質 |

| | |
|----------------|--|
| 危険性のある物 | 揮発油（ガソリン、ベンジン等）、灯油廃油類、バッテリー、消火器、火薬類、注射針、ガスボンベ類 |
| 著しく悪臭を発する物 | 汚物、汚泥 |
| 容積又は重量の著しく大きい物 | ピアノ、電子オルガン、50ccを超えるオートバイ、耐火金庫、浴槽、タイヤ、自動販売機、強化プラスチック製品（FRP製品、スキー板、ヘルメット等） |
| その他 | 市の行う収集、処分に際して著しく支障をきたすと認められる物 |